

平成21年度行政処分一覧表

	業者名	処分通知日	許可の内容	処分内容	条文	処分の理由
1	富岡興業株式会社	H21.4.16	産廃処理施設	処理施設の改善及び使用停止命令	第15条の2の6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準不適合の状況 保有水等を埋立地から水処理施設へ排除するための集水設備が有効に機能していないために、埋立地表面に保有水等が滞留し、池状に溜まっている。(法第15条の2第1項第1号「産業廃棄物処理施設構造基準」不適合)</li> <li>● 改善命令の内容 (1) 保有水等集水設備の機能を回復させるために必要な措置を講ずること。 (2) (1)の機能が回復するまでの間、施設の使用(廃棄物の埋立作業)を停止すること。</li> </ul>
2	ファインシステム株式会社	H21.10.14	産廃収集運搬業	許可取消	第14条の3の2第1項第1号	<p>ファインシステム株式会社は平成21年6月17日午前11時に破産手続きを開始したことから、法第14条第5項第2号イに規定する同法第7条第5項第4号イの破産者に該当するため。</p>
3	富岡興業株式会社	H21.11.26	産廃収集運搬業及び処分業、特管産廃収集運搬業及び処分業、産廃処理施設	許可取消	法第14条の3の2第1項第1号、法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第1号	<p>富岡興業(株)は、法第16条違反(不法投棄未遂)の罪により、平成21年10月30日に福島地方裁判所から罰金100万円の刑の言い渡しを受け、同年11月14日に刑が確定した。</p> <p>このことにより、同社は法が定める欠格要件(法第14条第5項第2号イ・法第7条第5項第4号ハの「法違反により罰金の刑を受けた者」)に該当するに至ったため、同社が有する産業廃棄物の処理に関する全ての許可の取消処分を行ったもの。</p>
4	有限会社やまもと	H22.3.5	特管産廃収集運搬業	許可取消	第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第1号	<p>有限会社やまもとは、自社で施工した解体工事等に伴い発生した産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業の許可を有しない者に委託していたこと(法第12条第3項「委託基準違反」)により、平成22年2月10日にさいたま市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。</p> <p>このことにより、有限会社やまもとは法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号二。許可取消してから5年を経過しない者)に該当するため、取消処分を行ったもの。</p>